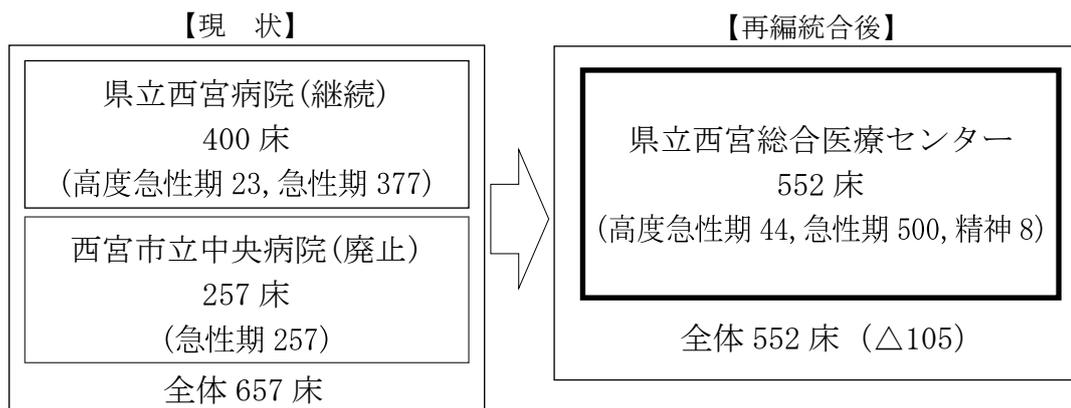


阪神圏域における基準病床数の特例について
～県立西宮病院と西宮市立中央病院の再編統合～

1 要旨

県立西宮病院、西宮市立中央病院の両病院が再編統合し、開設する県立西宮総合医療センター(仮称)の医療法第30条の4第10項に基づく基準病床数の特例について、厚生労働大臣への承認等の手続きにあたり、県医療審議会に諮る。

(再編統合の内容)



2 諮問事項

(1) 特例とすべき病床数等

- ① 特例とすべき病床数 152 床 (県立西宮病院 400 床⇒552 床)
- ② 特例とする病床の種別 一般病床 (144 床)、精神病床 (8 床)
- ③ 特例とする地域 阪神医療圏域

(参考：阪神圏域(一般・療養)及び全県(精神)の基準病床数と既存病床数)

種別	基準病床数:A (R3 年 4 月)	既存病床数:B (R4 年 10 月)	差 (B-A)
一般及び療養	12,748 床	15,578 床	2,830 床
精神	9,602 床	11,128 床	1,526 床

(2) 特例を必要とする理由

県立西宮総合医療センター(仮称)の開設のため。

診療科の不足、施設の老朽化、防災機能の脆弱性等の課題に対し、両病院の医療機能や医療資源を集約・統合再編し、医療需要の高い西宮市内を中心に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関との役割分担や連携強化など、地域の医療機関と相互に協力し合い、安定的・継続的な地域医療体制を構築するため。

(3) 特例の取扱いをする病床数の算定根拠

再編統合新病院の病床規模は、一般病床を現行の地域包括ケア病棟を除く544床とし、これに精神病床8床を加えた552床として算定。

【現状】				➔	【再編統合新病院】				
許可 病床	稼働 病床	一般病床			許可 病床	稼働 病床	一般病床		精神 病床
		急性期	地域包括				急性期	地域包括	
657	593	544	49	552	552	544	0	8	

(考え方)

- ① 当該地域は、他地域に比べ患者数が大幅に増加すると見込まれるエリア
- ② 増加する患者に対し、新病院と地域の医療機関が十分連携して対応
- ③ 新病院が担う増加患者は、病床利用率を90%程度に高め、効率的運用で対応
- ④ 変化の激しい医療環境にあわせ、地域の医療機関とリアルタイムかつ柔軟に意見交換しながら、新病院を運用

(4) 関係医療施設の現況と計画について

時 期	内 容	備 考
平成31年1月	統合再編基本協定の締結	圏域※にて協議、承認 (南:H30.8.10、H31.2.28) (北:H30.6.29)
令和2年2月	統合再編基本計画の策定	圏域※にて協議、承認 (南:R1.8.8、10.28、R2.2.25) (北:R1.8.9、11.29、R2.2.28)
令和2年10月	統合再編基本計画の改定 (新型コウカシ感染症への対応)	圏域※にて協議、承認 (南:R2.8.25、北:R2.7.31)
令和4年11月18日	基準病床数の特例協議	圏域※にて協議、承認 (南:R3.10.8、北:R3.10.7) 本会兼保健医療計画部会にて諮問
令和5年1月頃	建設工事着工	
令和7年度	新病院開院	

※ 阪神圏域の地域医療構想調整会議兼健康福祉推進協議会

3 医療審議会としての意見(案)

県立西宮病院、西宮市立中央病院の両病院が再編統合し、県立西宮総合医療センター(仮称)として開設する基準病床数の特例について、承認することを適当と認める。